

NPO 法人 K-IT シティ・コンソーシアム	入会金及び会費	理事長
細則		2004.2.15

適用：定款第 8 条により、入会金及び会費の額を定める。

第 1 条 入会金及び会費をつぎの通りとする。

会員の種類	入会金	年会費	備考
正 会 員（個人）	5,000 円	5,000 円	総会に出席し議決権を有する。
正 会 員（団体）	50,000 円	50,000 円/口	
賛助会員（個人）	無料	5,000 円/口を 1 口以上	
賛助会員（団体）	無料	5,000 円/口を 2 口以上	団体、企業、行政等
活動会員	1,000 円	1,000 円	
活動会員（学生）	500 円	500 円	

第 2 条 継続会員の年会費納入期限を 3 月末日とする。

第 3 条 9 月以降の入会者については、当該年の年会費を免除するものとする。

付則

- この細則は、平成 16 年 2 月 15 日付けで施行する。
- 設立時につぎの通り定められた。

この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

正会員	入会金	5,000 円	年会費	5,000 円
賛助会員	入会金	50,000 円	年会費	1 口 50,000 円
活動会員	入会金	無料	年会費	無料

- 第 2 期第 8 回理事会でつぎの通り改正し、平成 15 年総会で報告された。

次の通り改正しこれを規則とし、2 月 1 5 日付けで施行する。

正会員（団体）	入会金	50,000 円	年会費	1 口 50,000 円（追加）
活動会員	入会金	1,000 円	年会費	1,000 円（改正）

尚、継続会員の年会費納入期限を 3 月末日とする。又、1 0 月以降の入会者については、当該年の年会費を免除するものとする。

- 第 3 期第 2 回理事会でつぎの通り改正し、平成 16 年総会で報告された。

会費について次の通り改正し、これを規則とし、2 月 2 1 日付けで施行する。

賛助会員 個人	入会金なし、	年会費 1 口 5 千円を 1 口以上
賛助会員 団体、企業、行政等、	入会金なし、	年会費 1 口 5 千円を 2 口以上
（新設）活動会員 学生	入会金 500 円、	年会費 500 円